

### 3 類似業種株価等通達の業種目分類等

類似業種株価等通達の業種目及び標本会社の業種目は、原則として、日本標準産業分類に基づいて区分している。

#### (1) 類似業種株価等通達の業種目及び標本会社の業種目の分類

類似業種株価等通達の業種目及び標本会社の業種目は、原則として、日本標準産業分類<sup>(注)</sup>に基づいて区分している。

(注) 日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において行われる財及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、総務大臣が公示している。

なお、日本標準産業分類は、以下の総務省統計局のホームページで閲覧することができる。

【[www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm) (平成 29 年 6 月現在)】

#### (2) 評価通達の改正に伴う業種目の判定等

標本会社の事業が該当する業種目は、これまで単体決算による取引金額に基づいて判定していた。

平成 29 年 4 月 27 日付評価通達改正により、類似業種の比準要素については、財務諸表の数値を基に計算することとした上で、連結決算を行っている会社については、その数値を反映させることとしたことから、標本会社の事業が該当する業種目についても、連結決算を行っている会社については、連結決算による取引金額に基づいて判定することとした。

また、業種目の判定を行った結果、標本会社が少数となる業種目については、特定の標本会社の個性が業種目の株価等に強く反映されることとなることから、このような影響を排除するため、業種目の統合を行った。

#### (3) 平成 29 年分以降の類似業種比準価額計算上の業種目分類

上記(2)の結果、平成 29 年分の類似業種比準価額計算上の業種目は、別表「日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表 (平成 29 年分)」のとおりとなり、評価会社の類似業種の業種目については、別表に基づき判定することとなる。

(注) 評価会社の類似業種の業種目については、「直前期末以前 1 年間における取引金額」により判定することとなるが、当該取引金額のうち 2 以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合には、取引金額全体のうち占める業種目別の取引金額の割合が 50%を超える業種目とし、その割合が 50%を超える業種目がない場合には、次に掲げる場合に依じたそれぞれの業種目となる (評価通達 181-2)。

① 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の 2 以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が 50%を超える場合

その中分類の中にある類似する小分類の「その他の〇〇業」

② 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の 2 以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が 50%を超える場合 (①に該当する場合を除く。)

その中分類の業種目

③ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の 2 以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が 50%を超える場合

その大分類の中にある類似する中分類の「その他の〇〇業」

④ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の 2 以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの

業種目別の割合の合計が 50%を超える場合（③に該当する場合を除く。）

その大分類の業種目

⑤ ①から④のいずれにも該当しない場合

大分類の業種目の中の「その他の産業」

※ 上記判定の際、小分類又は中分類の業種目中「その他の〇〇業」が存在する場合には、原則として、同一の上位業種目に属する業種目はそれぞれ類似する業種目となる。ただし、「無店舗小売業」（中分類）については、「小売業」（大分類）に属する他の中分類の業種目とは類似しない業種目であることから、他の中分類の業種目の割合と合計することにより 50%を超える場合は、④により「小売業」となる。

#### （参考） 評価会社の規模区分を判定する場合の業種の分類

取引相場のない株式は、会社の規模に応じて区分し、原則として、大会社の株式は類似業種比準方式により、小会社の株式は純資産価額方式により、中会社の株式はこれらの併用方式により、それぞれ評価することとしている。

この場合における会社の規模の判定要素（「従業員数」、「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」及び「直前期末以前1年間における取引金額」）の数値基準については、「卸売業」、「小売・サービス業」及び「卸売業、小売・サービス業以外」の三つの業種ごとに定めている。

なお、評価会社がどの業種に該当するかについては、別表のとおりとなる。